

---

## 第2次和歌山県自転車活用推進計画（案）

---

令和3（2021）年 月

和歌山県

## 目次

I. 総論	1
(1) 自転車活用推進計画の位置付け	1
(2) 計画の区域	1
(3) 計画期間	1
II. 和歌山県における自転車を巡る現状・課題及び目標	2
(1) 自転車活用に関する現状・課題及び目標	2
1) 『安全・安心』	2
2) 『サイクルツーリズム』	4
III. 自転車の活用の推進に関する実施すべき施策及び具体的な措置	5
(1) 計画の施策体系	5
(2) 目標を実現するための実施施策及び講ずべき措置	6
1) 安全・安心	6
2) サイクルツーリズム	9
IV. 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	14
(1) 関係者の連携・協力	14
(2) 計画のフォローアップと見直し	14

## 巻末資料

I. モデルルートの詳細	巻-1
(1) WAKAYAMA8∞（わかやま 800）	巻-1
(2) 太平洋岸自転車道	巻-7
(3) 京奈和自転車道	巻-11
II. 用語集	巻-12

## I. 総論

### (1) 自転車活用推進計画の位置付け

自転車は、他の交通機関と比べて環境負荷が小さく、また、健康に資する乗り物として、通勤・通学、買い物、レジャーなど、様々な場面で利用されています。

特に、近年では、健康志向や環境意識の高まりにより、自転車の利用ニーズも拡大傾向にあります。

また、自転車の活用による環境への負荷の低減、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、基本理念を定め、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため平成29(2017)年5月、「自転車活用推進法」(以下、「推進法」という。)が施行されました。平成30(2018)年6月に、国の自転車活用の推進に関して基本となる計画として、推進法第9条に基づく「第1次自転車活用推進計画」が策定されました。

和歌山県においても、平成31(2019)年に本県の実情に応じた「第1次和歌山県自転車活用推進計画」を推進法第10条に基づいて定め、自転車の活用に関する施策を総合的に進める指針として位置付けを行い、安全で快適なサイクリングロードの整備など「サイクリング王国わかやま」の実現に向けた取り組みや交通事故縮減に向けた交通ルールの周知などに取り組んできたところです。

このような中、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、令和3(2021)年5月に国の第2次自転車活用推進計画が閣議決定されました。和歌山県においても、社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用を一層図るため、今回、第2次和歌山県自転車活用推進計画を策定します。

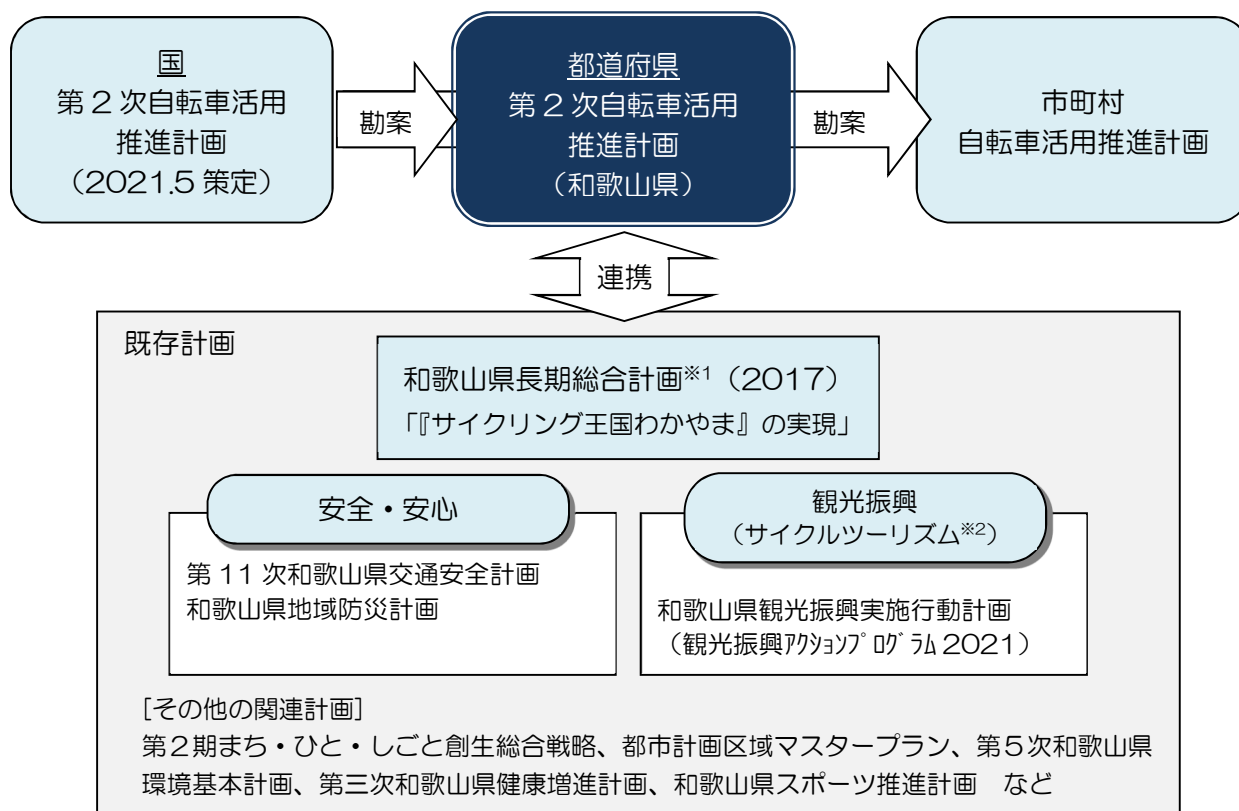


図1 計画の位置付け

### (2) 計画の区域

和歌山県全域

### (3) 計画期間

令和7(2025)年度末までの5ヶ年とします。(国の第2次自転車活用推進計画期間に準ずる)

※ 巻末資料用語集に示す

## Ⅱ. 和歌山県における自転車を巡る現状・課題及び目標

### (1) 自転車活用に関する現状・課題及び目標

本県の自転車を巡る現状と課題、推進法の目的・理念等を踏まえ、自転車活用の推進に関する目標を次のとおりとします。

#### 1) 『安全・安心』

##### 現状

- ・歩行者・自転車・自動車が分離された通行空間の整備を進めてはいるものの、特に交通量の多い都市部の車道は、路肩が狭く段差があるなど、自転車が車道の左側を通行するには危険な状況となっています。
- ・自転車が自転車歩行者道内を通行し、自転車と歩行者が混在することで、歩行者の危険が懸念されます。
- ・県内の自転車事故件数は、年々減少傾向にあるものの、約2割が自転車運転者の法令違反等が原因であり、「自転車は車両」、「自転車は車道の左側が原則、歩道は例外」をはじめとする自転車の交通ルールに対する理解が必要です。
- ・本県では、環境にやさしく、日常的な運動につながり、身近な移動手段である自転車の利用が減少傾向である一方、自動車の利用が増加傾向となっており、運動不足によるメタボリックシンドロームなどが懸念されます。

##### 課題

- ・安全な自転車通行空間の整備
- ・交通ルールの周知、安全教育の推進
- ・自動車から自転車への交通手段の転換による運動不足解消に伴う健康増進

##### 目標

安全で安心な自転車通行空間の確保



○歩行者・自転車・車が分離された通行空間の整備を進める必要がある



自転車走行が危険な道路



自転車・歩行者が混在する自転車歩行者道

○自転車の通行位置を明確にし、歩行者や自転車の安全確保が望まれる



自転車通行空間の確保(自転車道)



通行位置を明確にした道路

図2 和歌山県内の自転車通行空間の現状と課題

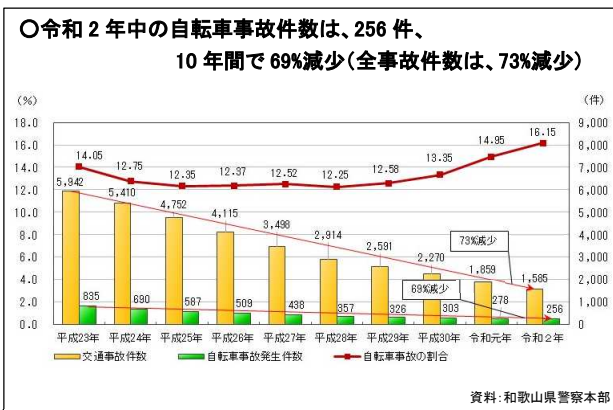


図3 和歌山県内の全事故件数に占める自転車事故の割合

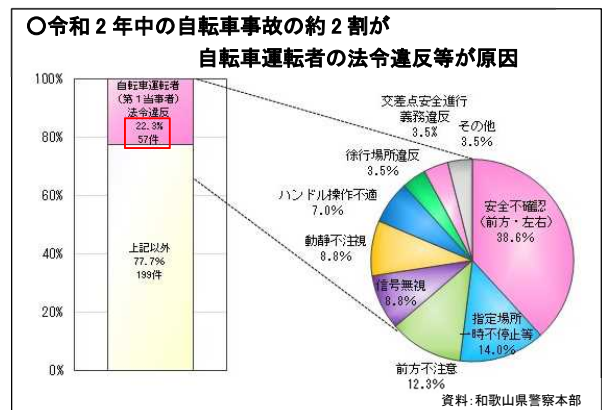


図4 和歌山県内の自転車事故の事故要因別内訳(令和2年)

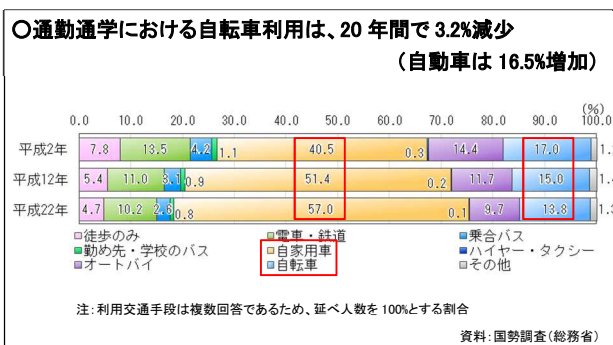


図5 和歌山県内の交通手段別の通勤・通学推移

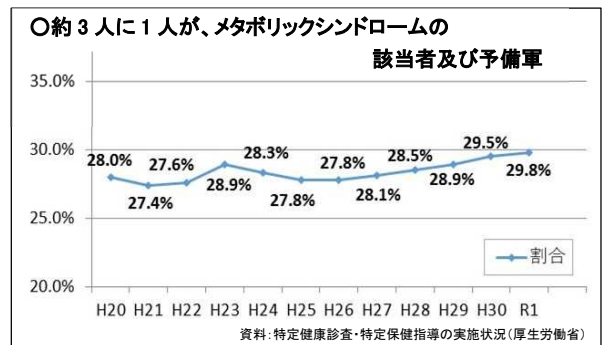


図6 和歌山県内のメタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合

## 2) 『サイクルツーリズム』

### 現状

本県では、「サイクリング王国わかやま (WAKAYAMA8∞<sup>\*3</sup>)」の実現に向けて、以下の取組を推進しています。

- ・ 県内全域で、延長約 800km の「川・山・海」の 3 つのサイクリングロードについて、サイクリストへの案内や誘導、自動車ドライバーへの注意喚起を目的としたブルーラインや案内看板の設置など走行環境を整備しています。
- ・ 「サイクルステーション<sup>\*4</sup>」の登録や「サイクリストに優しい宿<sup>\*5</sup>」の認定を進め、受入環境を整備しています。
- ・ 国内外に向けて、多言語対応したサイクリング総合サイトやわかやまサイクリング周遊マップ、専門誌などで情報を発信しています。
- ・ 太平洋岸自転車道について、統一した走行環境や受入環境等の整備を行い、令和 3 年 5 月にナショナルサイクルルート<sup>\*6</sup>に指定されています。

### 課題

- ・ 安全で快適なサイクリング環境の充実
- ・ サイクルツーリズムの推進による観光客の誘致拡大

### 目標

「サイクリング王国わかやま (WAKAYAMA 8∞)」の推進による観光立県の実現

#### ○「サイクリング王国わかやま」の実現に向けた取組みを推進中



#### ○観光入込客数は、近年、好調を維持していたが、R2 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大幅に減少

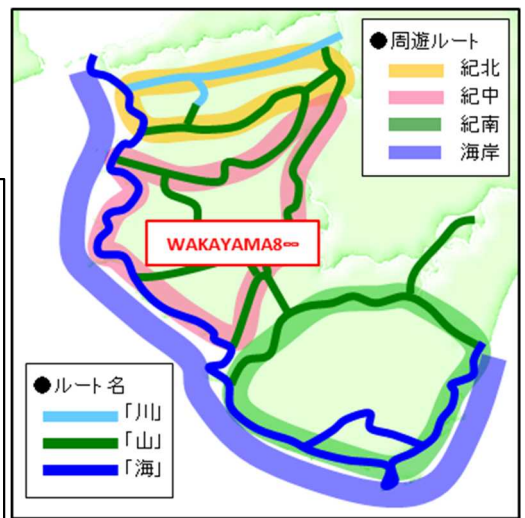
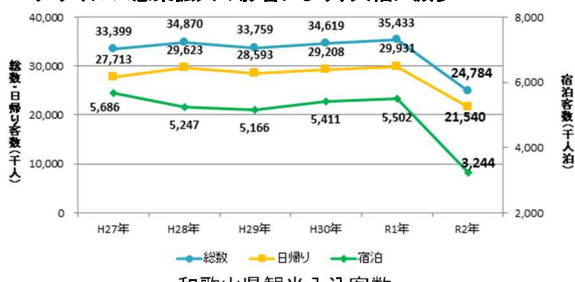


図7 「サイクリング王国わかやま」の取組と県内の観光入込客数

※ 巻末資料用語集に示す

## Ⅲ. 自転車の活用の推進に関する実施すべき施策及び具体的な措置

### (1) 計画の施策体系

本県の自転車を取り巻く現状や課題、国の自転車活用推進計画等を踏まえ、実施すべき目標として、『安全で安心な自転車通行空間の確保』、『「サイクリング王国わかやま(WAKAYAMA8∞)」の推進による観光立県の実現』の2つを定め、それぞれの目標を実現するため、下記の施策に取り組みます。

#### 「安全・安心」

##### 目標1 安全で安心な自転車通行空間の確保

- 施策1 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備推進
- 施策2 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動、交通安全教育・指導の推進
- 施策3 自動車通勤からの転換による健康づくりの推進
- 施策4 自転車の利用促進による環境負荷軽減
- 施策5 災害時における自転車活用の推進

#### 「サイクルツーリズム」

##### 目標2 「サイクリング王国わかやま(WAKAYAMA8∞)」の推進による観光立県の実現

- 施策6 安全で快適なサイクリング環境の充実
- 施策7 自転車と公共交通機関との連携
- 施策8 自転車の活用による県民の健康の保持増進



(2) 目標を実現するための実施施策及び講ずべき措置

1) 安全・安心

目標 1 安全で安心な自転車通行空間の確保

施策 1 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備推進

講ずべき措置 1 : 自転車通行空間の整備

歩行者、自転車、自動車の通行空間の分離を目指し、自転車道や自転車専用通行帯等の整備を推進します。

このため、以下について段階的に実施します。

- ・既存道路においては、交通状況や幅員等を踏まえた通行空間の再配分や道路拡幅による自転車通行空間の確保を推進します。
- ・子供や高齢者など交通弱者が運転する自転車は、自転車歩行者道を通行し、その他の自転車については、車道の左側を通行するなど、運転者により通行空間が選択されることを踏まえたうえで、まずは本県の実情に応じた整備を推進します。

→和歌山市内において、矢羽根型路面表示等を整備し、スポーツバイクなど速い自転車を車道に誘導し、歩行者の安全を図ります。

- ・上記方針に基づき、市町村に対して、自転車利用や自転車事故の多い市街地を対象に、まちづくりと連携し、安全で快適な自転車通行空間を効率的・効果的に整備するため、整備路線や整備形態を示す自転車ネットワーク計画※7を含む自転車活用推進計画の策定を促進します。

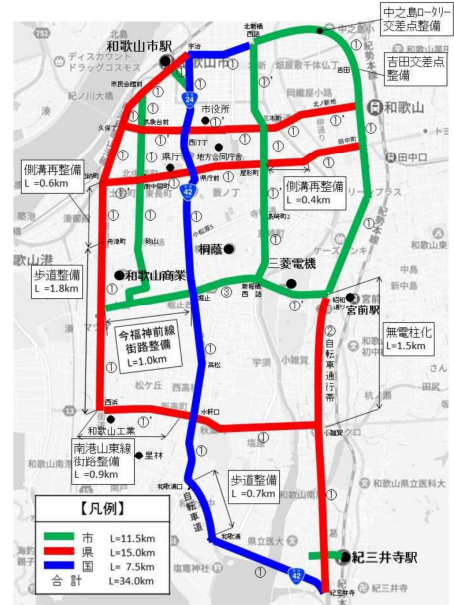


図8 整備路線図(和歌山市)

整備形態	通行空間の分離形態		本県の実情に応じた段階的な整備形態
	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在+自歩道
イメージ	<p>※構造的な分離</p> <p>緑石線等 (路肩) 歩道 自転車道 車道</p>	<p>※視覚的な分離</p> <p>(路肩) 歩道 自転車専用通行帯 車道</p>	<p>ゴム製ポール(※)や路面表示などによる歩行者と自転車の分離</p> <p>グレーチングの補修や路面表示による通行空間の確保</p> <p>矢羽根型路面表示</p> <p>自転車歩行者道 (車道側通行) 交通弱者 (路肩) (左側通行) その他 車道</p> <p>※ゴム製ポールについては、自転車道等を整備するまでの過渡的な対策</p>

図9 自転車通行空間の整備形態

※ 巻末資料用語集に示す

**講ずべき措置 2：道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用**

- ・自転車交通を含め、すべての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の設置や運用に努めます。

**施策 2 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動、交通安全教育・指導の推進**

**講ずべき措置 1：安全ルールの周知・教育・指導**

- ・自転車は車道左側通行が原則など、自転車安全利用五則による通行ルールの周知を図ります。
  - 自動車運転免許更新時講習において、矢羽根型路面表示の意味や自転車安全利用五則を載せたチラシを配布し、自転車利用者や自動車のドライバーに対し、自転車の通行ルールの周知を図ります。
  - 自転車利用者への路上指導・取締りを推進します。
- ・タンDEM自転車の安全な走行について、広報・啓発を行います。
- ・県民の交通安全意識向上を図るための広報啓発を推進します。
- ・教育機関などにおける交通安全教育を推進します。
  - 「自転車交通安全学習資料」に通行位置のルールを盛り込み、各県立学校での交通安全指導を行います。
- ・「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」に基づき、自転車損害賠償保険等への加入を促進します。

**【自転車安全利用五則】**

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認）
- ⑤子どもはヘルメットを着用

平成 19（2007）年 7 月 10 日中央交通安全対策会議交通対策本部決定



図 10 自転車の通行ルール周知(チラシ)



図 11 交通安全教育車(きのくにあんぜん号)

### Ⅲ. 自転車の活用の推進に関する実施すべき施策及び具体的な措置

#### 施策3 自動車通勤からの転換による健康づくりの推進

##### 講ずべき措置1：自動車通勤からの転換による健康づくりの推進

- ・自動車から自転車や徒歩などへ通勤手段を転換することによる健康づくりを推進します。

#### 施策4 自転車の利用促進による環境負荷軽減

##### 講ずべき措置1：通勤における自転車への交通転換による渋滞緩和・環境負荷の低減

- ・「ノーマイカーデー運動」<sup>\*8</sup>を推進するなど、自動車から自転車への移手段の転換を促進します。

##### 講ずべき措置2：公共交通機関への自転車によるアクセスの促進

- ・市町村と連携し、駅及びバス停周辺での地域のニーズに応じた駐輪スペースの確保を図ります。

#### 施策5 災害時における自転車活用の推進

##### 講ずべき措置1：災害発生時の自転車活用の位置付け

- ・被災状況の把握等、災害時における自転車の活用に関する課題や有用性などを検討します。

※ 巻末資料用語集に示す

## 2) サイクルツーリズム

### 目標2 「サイクリング王国わかやま (WAKAYAMA8∞)」の推進による観光立県の実現

#### 施策6 安全で快適なサイクリング環境の充実

##### 講ずべき措置1：利便性や安全性を備えたサイクリングロードの整備を推進

サイクリストが安全で快適に走行できるよう、河川敷を利用した専用道路の整備や一般道路の安全対策を行うなど、利便性や安全性を備えた走行環境の更なる向上に向けた取組を以下により推進します。

- ・河川敷を利用した専用道路化など、専用道路としての整備を進めます。また、路肩を広く確保するなど、「道路整備と併せた自転車通行空間の確保」を推進します。
- ・サイクリングロードと重複する一般道路について、各道路管理者において、自転車道の設置や道路空間の再配分などによる自転車通行空間の整備を推進します。
- ・サイクリングロード上のトンネル1つ1つについて、交通量や延長、明るさ、幅員等をサイクリストの交通安全の観点から検証し、追加的な対策の必要性について検討を進めます。
- ・分岐点やサイクリストが迷いやすい箇所などにおいて、再点検を行い、案内看板・路面表示の更なる充実を図ります。



図12 河川敷を利用した自転車歩行者専用道路

**講ずべき措置 2：サイクリングを活用した観光振興**

- ・快適にサイクリングができる環境づくりのため、サイクリストが休憩や自転車のメンテナンスを行うことができるサイクルステーションの登録を推進します。
- ・サイクリストに安心・快適に滞在いただくための宿泊施設として『サイクリストに優しい宿』の認定を推進し、充実・拡充させることでサイクリストの滞在時間延長を図ります。
- ・レンタルサイクルやEバイク等電動式自転車の導入を検討し、初心者が気軽にサイクリングを楽しめる環境整備を図ります。
- ・シェアサイクルによる既存の公共交通機関との接続により、県内市町村等をまたぐ広域的なサイクルツーリズムの推進を支援します。
- ・シェアサイクルのMaaSにおける活用について、事業実施への支援を行い、誘客を促進します。
- ・令和3年5月に国によりナショナルサイクルルートの指定を受けた太平洋岸自転車道を新たな切り口に、県内周遊の促進・滞在時間の延長を図るため、太平洋岸自転車道等を利用したイベント等に取り組みます。
- ・サイクリング総合ウェブサイトや周遊マップの活用、県内サイクリングイベントの支援により国内外の誘客を促進します。
- ・有名自転車レースアニメとのタイアップなど、サイクルツーリズム推進のための情報発信を推進します。
- ・サイクリング愛好者だけでなく、初心者、女性、健康志向の高い方など、幅広いターゲットに訴求できるよう、サイクリングと旅の楽しみ方を国内外に発信します。
- ・県内にランドオペレーター<sup>※9</sup>を誘致し、サイクリングを活用した着地型観光<sup>※10</sup>を推進します。
- ・和歌山県と交流のある国の方々を主なターゲットに、県内で開催するイベントへの誘致を行い、国際交流を推進します。



図13 サイクリストに優しい宿

※ 巻末資料用語集に示す



Ⅲ. 自転車の活用の推進に関する実施すべき施策及び具体的な措置



図 14 サイクリング総合ウェブサイト



図 15 サイクリングマップ

**講ずべき措置 3：近隣府県との連携による広域サイクリングロードの活用推進**

- ・「太平洋岸自転車道」や「京奈和自転車道」などの広域サイクリングロードについて、国、市町村及び近隣府県等と連携し、モデルルートを設定しています。
- ・統一ロゴを定め案内看板などに表示し、路線として統一感のある整備を実施するなど、県モデルルートにおける走行環境、受入環境、情報発信を推進します。

(詳細は巻末資料を参照)

- ・令和3年5月31日に自転車活用推進本部長（国土交通大臣）からナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道について、利用環境の水準の維持や更なる向上に向けた取組を推進します。

○モデルルート

①WAKAYAMA8∞（和歌山県内全域）

県内全域で整備を進めている延長約800kmのサイクリングロード

②太平洋岸自転車道（千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県）

千葉県銚子市から神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県の各太平洋岸を走り、和歌山県和歌山市に至る延長1,487kmの自転車道

③京奈和自転車道（京都府、奈良県、和歌山県）

京都府、奈良県、和歌山県が連携し、歴史・自然観光資源などの観光名所を巡り、京都市の嵐山から和歌山市の和歌山港に至る延長約180kmの広域的な自転車道

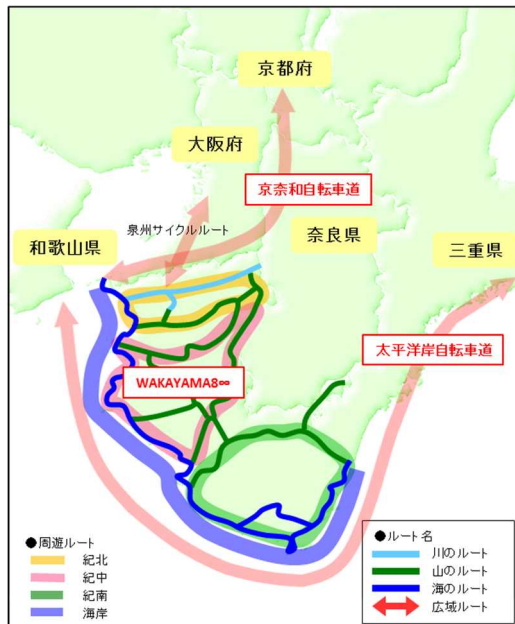


図 16 広域サイクリングロード



図 17 統一ロゴを表示した案内看板のイメージ

- ・京奈和自転車道や泉州サイクルルートなど、県境を跨ぐサイクリングロードについても、近隣と連携を進めます。

## 施策7 自転車と公共交通機関との連携

### 講ずべき措置1：自転車と公共交通機関との連携

- ・電車：自転車を解体せずに電車に乗せるいわゆるサイクルトレインについて、きのくに線における実証実験を実施し、利用促進及び観光客誘致のため、PRを積極的に行っています。また、きのくに線における継続した運行や、和歌山線等での運行について、関係機関と調整を進めます。
- ・バス：県外からの定期的な長距離バスをサイクリストが利用できる仕組みを検討し、関係機関との調整を進めます。
- ・フェリー：関係機関と調整し、タイアップキャンペーンを引続き実施します。

## 施策8 自転車の活用による県民の健康の保持増進

### 講ずべき措置1：自転車活用による健康づくりの推進

- ・サイクリングなど、手軽にできる運動として自転車を活用することで、生涯にわたる健康づくりを推進します。

### 講ずべき措置2：高齢者等が安全・快適に利用できる自転車の開発の支援

- ・県内事業者向けの「先駆的産業技術研究開発支援事業<sup>\*11</sup>」の活用等により、商品化に向けた革新的な技術を確立するための研究開発を支援します。

## IV. 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### (1) 関係者の連携・協力

本計画に位置付けられた目標を達成するため、県民、関係団体、国・県・市町村、警察、教育委員会等が緊密に連携・協力して施策の推進を図ります。

### (2) 計画のフォローアップと見直し

本計画の実現に向け、定期的に進捗状況についてのフォローアップを実施します。フォローアップについては、計画で定めた目標を踏まえ、各施策の進捗状況を確認します。

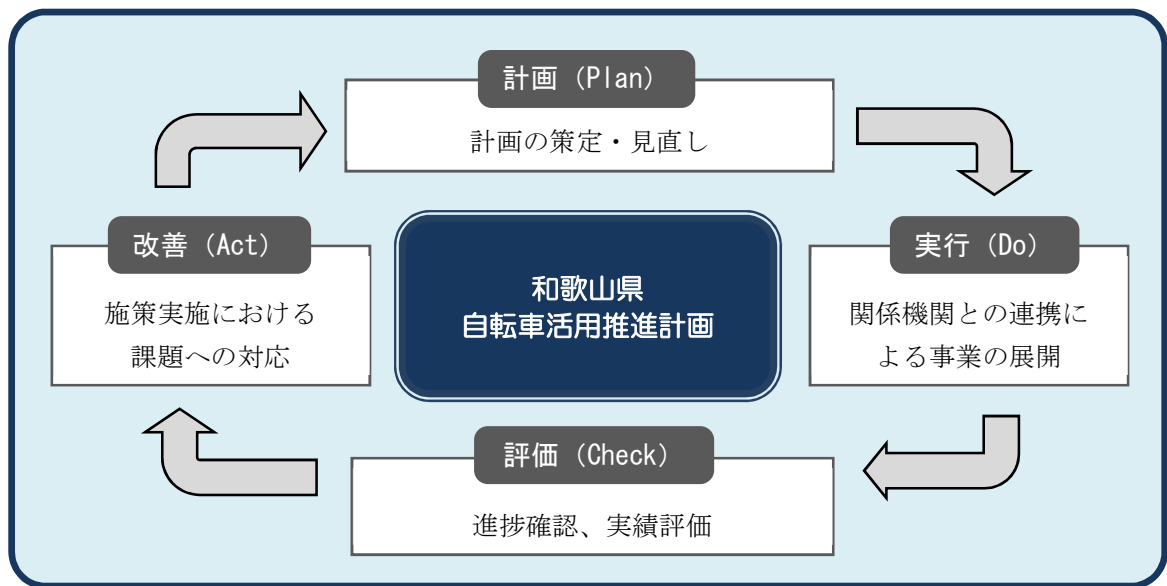


図 18 計画のフォローアップ

# 卷末資料

I. モデルルートの詳細

II. 用語集





# I. モデルルートの詳細

## (1) WAKAYAMA8∞ (わかやま800)

- 地域の魅力を楽しみながらの観光や健康づくりを促進するため、利便性や安全性を備えた県内全域にわたる総延長約800kmの「川・山・海」の3つのサイクリングロードについて、利用環境の水準の維持や更なる向上に向けた取組を推進します。
- サイクリストの案内や誘導、自動車ドライバーへの注意喚起を図るための青色のライン（ブルーライン）を設置しました。
- 引き続き、河川敷を利用した専用道路の整備や一般道路の安全対策、分岐部やサイクリストが迷いやすい箇所などにおいて、案内表示等の充実など、さらなる走行環境の整備を推進していきます。



川のサイクリングロード



山のサイクリングロード



海のサイクリングロード

番号	種別	名称	ルート区間(起終点)
1	川	R-1	起点 和歌山港 終点 J R 隅田駅
2	川	R-2	起点 井阪橋南詰交差点 終点 和歌山電鐵貴志駅
3	山	M-1	起点 田辺龍神線(田辺市湊交差点) 終点 国道370号(九度山交差点)
4	山	M-2	起点 国道42号(富田橋交差点) 終点 国道42号(連玉大社前交差点)
5	山	M-3	起点 国道370号(六堂ノ辻交差点) 終点 国道370号(矢立交差点)
6	山	M-4	起点 国道480号(安誦橋北詰交差点) 終点 国道480号(高野山道路交差点)
7	山	M-5	起点 国道424号(丹後の森交差点) 終点 国道425号(田辺龍神線交差点)
8	山	M-6	起点 国道169号(宮井橋南詰交差点) 終点 国道169号(道の駅おくとろ)
9	山	M-7	起点 国道425号(塩谷交差点) 終点 国道425号(国道424交差点小家)
10	山	M-8	起点 岩出野上線(井ノ口交差点) 終点 岩出野上線(動木南交差点)
11	海	S-1	起点 新宮停車場線(連玉大社前交差点) 終点 岬加太港線(府県境)
12	海	S-2	起点 那智山勝浦線(那智駅前交差点) 終点 那智山勝浦線(熊野那智大社)
13	海	S-3	起点 国道42号(平松交差点) 終点 田原古座線(道の駅虫喰岩)
14	海	S-4	起点 那智勝浦古座川線(明神橋交差点) 終点 那智勝浦古座川線(道の駅魂之禰太郎)
15	海	S-5	起点 すさみ古座線(西向交差点) 終点 田原古座線(古座川町役場交差点)
16	海	S-6	起点 梶野串本線(浅海交差点) 終点 梶野串本線(梶野崎灯台)
17	海	S-7	起点 宮崎古江見線(安誦橋南詰) 終点 みかん街道(有田湯浅線交差点)

和歌山県サイクリングロードマップ

## 1) 安全で快適なサイクリング環境の整備

以下の方針を基本として国・県・市町村といった各道路管理者が主体となって、整備を進めています。

### 1) - 1 自転車通行空間の整備

- 河川敷を利用したサイクリングロードの専用道路化、御坊由良線などの「道路整備と併せた自転車通行空間の確保」を推進します。
- サイクリングロードと重複する一般道路について、各道路管理者において、自転車道の設置や道路空間の再配分などによる自転車通行空間の整備を推進します。
- サイクリングロード上のトンネル1つ1つについて、交通量や延長、明るさ、幅員等をサイクリストの交通安全の観点から検証し、追加的な対策の必要性について検討を進めます。



専用道路化等の推進

「サイクリングロードの専用道路化」



河川敷を利用した自転車歩行者専用道路

「道路整備と併せた自転車通行空間の確保」

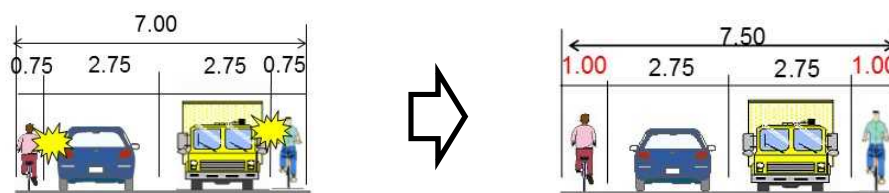
【対象】

「川・山・海のサイクリングロード」と重複する道路

【整備方針】

原則、自転車通行空間として、歩道の有無に関わらず、路肩を 1.0m 以上確保する

※和歌山県道路構造条例<sup>※12</sup> § 8④



整備イメージ(第3種4級)







1) - 2 路面表示等の整備

○路面表示

サイクリストへの案内や誘導、自動車ドライバーへの注意喚起を目的にブルーラインなどの路面表示を設置します。なお、道路種別や交通量などにより、設置手法を以下のとおり分類しています。

※交通量は 4,000 台/日以上・未満を基準とする

自動車交通と分離可能な区間(自転車歩行者専用道路)		一般道路	
幅員が広い区間(W≥5m)	その他の区間(W<5m)	交通量が少ない区間	交通量が多い区間
			
歩行者と自転車の空間を分離し、ブルーライン(実線)を設置	道路の両端にブルーライン(実線)を設置	100m毎に5mのブルーライン(破線)を設置	交差点直前にのみ、進行方向等を示す路面表示(方向表示)と5mのブルーラインを設置

路面表示の種類

○案内看板

サイクリングロードの進行方向や周辺の拠点、専用道路の出入り口などを案内することを目的として案内誘導板、総合案内板の充実を図ります。

なお、木材利用の推進、サイクリングロードの国内外へのPR、景観への配慮などの観点から紀州材の活用を検討します。

また、和歌山県サイクリング総合サイトへアクセス可能なQRコードの記載や英語併記など、多様なサイクリストに対し、常に最新の情報を得られるよう、配慮します。

[案内誘導板]

ルートの進行方向や周辺の拠点などを案内することを目的として、サイクリングロードの起終点や分岐点、中間点などに設置しています。今後、再点検を行い、分岐点やサイクリストが迷いやすい箇所などにおいて、案内看板・路面表示の更なる充実を図ります。

[総合案内板]

サイクリングロード全体や周辺の主要な観光地、周辺拠点等に関する情報をサイクリストが把握できるよう、サイクリングロード周辺の「道の駅」等の拠点となる箇所に配置しています。

## 2) サイクルツーリズム推進のための受入環境の整備

- ・「サイクルステーション」や「サイクリストに優しい宿」のさらなる充実
- ・「モバイルスタンプラリー」や「サイクリングイベントの支援」等



サイクリング王国わかやまポスター



サイクリストに優しい宿



サイクルステーション



サイクリングイベントの支援



サイクリストに優しい空港(南紀白浜空港)



モバイルスタンプラリー



RIDE ON WAKAYAMA  
ポイントランキング



- ・地元団体などが地域の発展のために取り組んでいる各サイクリングルートを活用した企画やイベント等を実施、支援又は協力します。



紀の川エリア観光サイクリング推進協議会



すさみ町サイクリング大会実行委員会



一般社団法人紀州くちくまの未来創造機構



NPO 法人  
サイクリング王国わかやま推進協議会

### 3) サイクルツーリズム推進のための情報発信

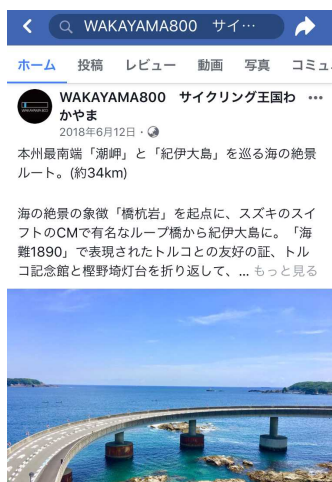
- ・情報発信（総合ウェブサイト、サイクリングマップ、ブランディング映像など）



WAKAYAMA800  
ブランディング映像



サイクリング総合ウェブサイト



SNSによる広報

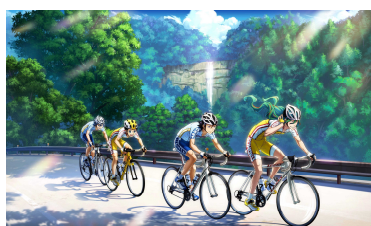


サイクリングマップ

- ・有名自転車レースアニメとのタイアップ

有名自転車レースアニメ「弱虫ペダル」とのタイアップにより「WAKAYAMA800」を発信

#### I. スペシャルグラフィックを活用した発信



那智の滝 (那智勝浦町)



十九島 (由良町)

#### II. 弱虫ペダル特別版 “WAKAYAMA800 モバイルスタンプラリー” の開催



ARを活用したキャラクターとの記念撮影

(県内5か所の観光地、期間限定)

## (2) 太平洋岸自転車道

- ・「太平洋岸自転車道」は、千葉県銚子市から神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県の各太平洋岸を走り、和歌山県和歌山市に至る延長 1,487km の自転車道であり、走行環境や受入環境等の整備を行い、一定の水準を満たしたため、令和 3 年 5 月 31 日に自転車活用推進本部長（国土交通大臣）からナショナルサイクルルートに指定されました。
- ・引き続き、走行環境や受入環境等の利用環境の水準の維持や更なる向上に向けた取組を推進します。



※次ページに詳細図掲載

太平洋岸自転車道 全域図





太平洋岸自転車道(和歌山県詳細図)

## 1) ナショナルサイクルルートの利用環境の水準の維持や更なる向上に向けた取組

### ○ルート設定

- ・県内のサイクリングルートと連携することにより回遊性を高め、より地域振興に寄与するルートを目指すとともに、子どもを含め、幅広い世代が楽しむことができるよう、ルートの細分化及び細分化されたルートの情報発信のあり方等について改善策をまとめます。

### ○走行環境

各道路管理者と連携し、走行環境の水準の維持や更なる向上に取り組みます。

- ・統一コンセプトを基本に、ルート案内サインの整備を推進しています。
- ・都市部（DID 地区）において、自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置付け、評価基準に準拠した整備を行います。
- ・郊外部（DID 地区以外）において、評価基準に準拠した整備を行います。
- ・急勾配箇所において、現地に注意喚起の看板の案内表示を行います。
- ・ルート上のトンネル1つ1つについて、交通量や延長、明るさ、幅員等をサイクリストの交通安全の観点から検証し、追加的な対策の必要性について検討を進めます。
- ・海岸隣接区間をはじめ、維持管理の更なる充実を図ります。
- ・統一ロゴを活用した案内看板等の充実を図っています。
- ・ナショナルサイクルルートの統一ロゴを起終点及び分岐部に設置します。

<b>要件</b>	① 誰もが安全・快適に走行できる環境を備えていること	
<b>考え方</b>	多様なサイクリストが安全に利用できる走行環境が整備されており、その維持管理がされていることは大前提となるため	
<b>評価項目</b> ◎:必須項目 (必ずクリアすべき項目) ○:推奨項目 (クリアが望ましい項目)	走行環境の安全性	◎ 都市部(DID地区)においては、自転車専用道路又はガイドラインに基づき市区町村の自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置付けた上で、適切に歩行者・自動車と分離された自転車通行空間が整備されていること(暫定形態を含む)。 なお、自転車歩行者専用道路は認めるが、自転車歩行者専用道路であることが利用者に明確になるよう工夫すること。自転車歩行者道は、橋梁やトンネルなどにおける危険回避を除き認めない。 ◎ 郊外部(DID地区以外)においても、自転車専用道路又はガイドラインに基づき、適切に歩行者・自動車と分離された自転車通行空間が整備されていること(暫定形態を含む)。 ただし、自動車交通量が概ね10,000台/日以上でかつ車道混在の場合は、更に外側線の外側に1.5m以上(やむを得ない場合は1.0m以上)の幅員を確保すること。 なお、自転車歩行者専用道路は認めるが、自転車歩行者専用道路であることが利用者に明確になるよう工夫すること。自転車歩行者道は、橋梁やトンネルなどにおける危険回避を除き認めない。 さらに、車道混在の場合は、100m程度の間隔で矢羽根を設置、または外側線の外側に1.0m以上の幅員(排水施設等の幅員を除く)を確保することとし、自動車交通量が概ね10,000台/日以上の場合は外側線の外側に1.5m以上(やむを得ない場合は1.0m以上)の幅員を確保した上で100m程度の間隔で矢羽根を設置することとする。 ○ 情報板等でドライバーに対して当該道路がサイクリングルートとして活用されており自転車通行に配慮する旨、注意喚起を図ること。 ◎ トンネル、橋梁部、急勾配箇所の現地に注意喚起の看板等の案内表示がされていること。 ◎ 自転車損害賠償責任保険等の加入を義務(努力義務を含む)付ける条例が制定されていること。
	快適性	◎ 未舗装区間がないこと。ただし、快適性の劣らない自然地の未舗装区間等を除く。 ○ 交差点では安全な通行を確保した上で、極力、一時停止の規制がなく、迂回する必要がなく通行可能であること。
	維持管理水準	○ 道路管理者等にてルートの管理基準(清掃・補修の水準)が設定され、維持管理の実施体制が明確であること。
	危険箇所等の通報システム	○ サイクリストから走行上問題がある(路面の陥没や突起、草や落ち葉等)箇所について、意見を収集して早期に補修等の対応できる仕組みが構築されていること。
	評価項目	
	評価基準	

ナショナルサイクルルート指定要件の評価項目・評価基準(走行環境)



白浜日置川自転車道線(白浜町)



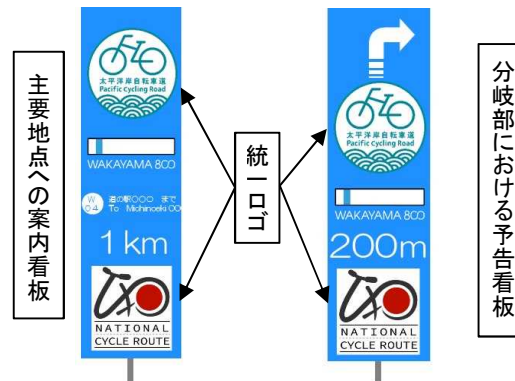
白崎海岸(由良町)



統一ロゴ(太平洋岸自転車道)  
【平成31年3月14日決定】



統一ロゴ(ナショナルサイクルルート)  
【令和元年11月7日決定】



統一ロゴを表示した案内看板イメージ

○受入環境

- ・ゲートウェイとナショナルサイクルルート間のアクセスルートにおける通行空間整備、案内の整備を行います。
- ・「サイクルステーション」や「サイクリストに優しい宿」のさらなる充実、拡充



サイクルリストに優しい宿



サイクルステーション

○情報発信

- ・ナショナルサイクルルートを利用したイベントを開催します。
- ・情報発信(ホームページ、SNS、サイクリングマップ等)

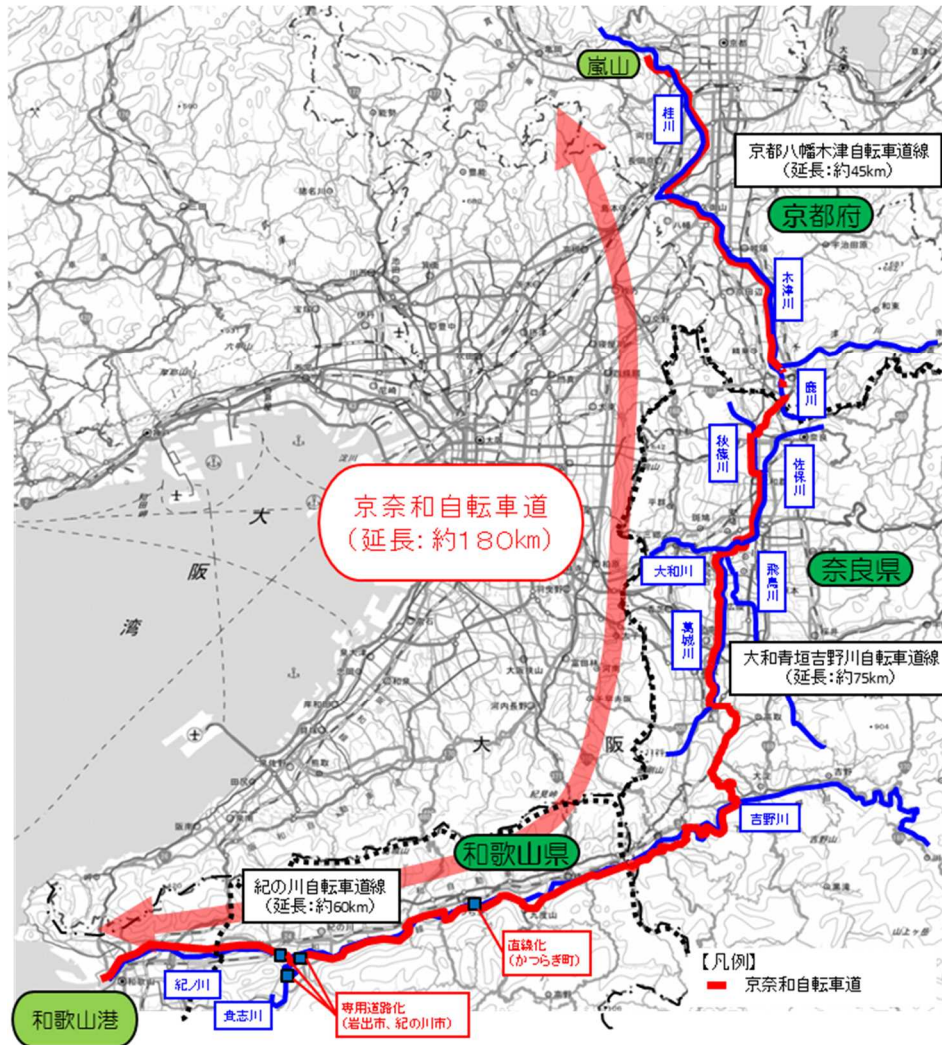
○取組体制

- ・走行環境の更なる充実を図るとともに、受入環境の充実に向けて関係団体等との連携を強化します。



### (3) 京奈和自転車道

- ・京都府、奈良県、和歌山県が連携し、歴史・自然観光資源などの観光名所を巡り、京都市の嵐山から和歌山市の和歌山港に至る延長約 180km の広域的な自転車道です。



京奈和自転車道ルート全体図

#### 1) 安全で快適なサイクリング環境の整備

- ・各府県で整備している既存自転車道を活用し、京奈和自転車道を構成。
- ・統一ロゴを定め案内看板などに表示するなど、路線として統一感のある整備を実施します。
- ・河川敷を利用した専用道路としての整備を進めます。

京奈和自転車道を構成する既存自転車道

京都府	： 京都八幡木津自転車道線	L=約 45km
奈良県	： 大和青垣吉野川自転車道線	L=約 75km
和歌山県	： 紀の川自転車道線	L=約 60km

## II. 用語集

### ※1 和歌山県長期総合計画 [本編 P. 1]

本県の10年後の未来を展望した「めざす将来像」を示し、実現に向けて取り組む施策の基本的な方向を明らかにすることを目的とした計画。

計画内で、サイクリング施策に関し、以下のとおり記載。

『「海、山、川」の大自然を満喫しながら快適に走行できるサイクリングロードの整備や、サイクルステーションの拡充に取り組み、「サイクリング王国わかやま」を実現します。』

### ※2 サイクルツーリズム [本編 P. 1]

観光とサイクリングを組み合わせたもの。自転車の活用による地域振興の取組として、全国各地で展開されている。

### ※3 WAKAYAMA8∞ (わかやま800) [本編 P. 4]

県内全域で整備を進めている延長約800kmのサイクリングロード。

和歌山県にはあらゆるレベルのサイクリストに対応する、サイクリングに適した無限大のルートがあり、他の先進地よりサイクリングする楽しさが多いことも表現している。

### ※4 サイクルステーション [本編 P. 4]

サイクリストが休憩や自転車のメンテナンスを行うことのできる施設として、民間の店舗や公共施設等を和歌山県が登録。

登録要件 (R3.8 月末時点) 【登録件数：318 件】

以下の①～③全てを満たす施設

- ①休憩（駐輪）スペース
- ②トイレの使用
- ③空気入れの貸し出し

### ※5 サイクリストに優しい宿 [本編 P. 4]

サイクリストに安心・快適に滞在いただくための宿泊施設として、和歌山県及び和歌山県観光連盟が認定。

認定条件 (R3.7 月末時点) 【認定件数：73 件】

以下の①～④全てを満たす宿泊施設

- ①「自転車を組み立てた状態で、客室への持ち込みが可能」もしくは、「自転車を組み立てた状態で、一般客の立ち入らない施設可能な場所(バックヤードや倉庫・車庫等)で保管が可能」
- ②「スポーツバイク対応の空気入れ」及び「修理工具」の貸出
- ③ 手荷物一時預り (チェックイン前/チェックアウト後)
- ④ 宅配便 (自転車を含む) の受取・発送サービス

**※6 ナショナルサイクルルート [本編 P. 4]**

優れた観光資源を走行環境や休憩・宿泊機能、情報発信など様々な取組を連携させたサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、ソフト・ハード両面から一定の水準を満たすルートについて国が指定したルート。日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートとして国内外に PR を行い、サイクルツーリズムを強力的に推進していくもの。

**※7 自転車ネットワーク計画 [本編 P. 6]**

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年 7 月）国土交通省道路局、警察庁交通局」に基づき、安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画。

道路管理者や都道府県警察、地域の関係者等の参画のもと、市町村が様々な行政課題の中で総合的に判断して策定するもの。

**※8 ノーマイカーデー運動 [本編 P. 8]**

将来にわたる公共交通機関の維持、道路における渋滞の緩和及び地球規模での温暖化防止を目的として、自家用車の利用を控える日を設定し、自家用車から公共交通機関、単車、自転車、徒歩又は相乗りへの移動手段の転換を促す運動。

**※9 ランドオペレーター [本編 P. 10]**

旅行者が現地で利用する宿泊場所や移動手段、食事、観光、ガイドなど、旅行サービスの手配を行う会社（法人）

**※10 着地型観光 [本編 P. 10]**

観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態。主に都会にある出発地の旅行会社が企画して参加者を目的地へ連れて行く従来の「発地型観光」と比べて、地域の振興につながると期待されている。

**※11 先駆的産業技術研究開発支援事業 [本編 P. 13]**

県内事業者等が有する技術や大学・公設試が有する技術等を基に、市場ニーズが見込める新技術や試作品開発の為に研究開発及び先端技術の社会実装を支援する事業

**※12 和歌山県道路構造条例 [巻末 P. 2]**

「和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例」（平成 25 年 4 月 1 日施行）の略称。